

新型コロナウイルス感染症予防接種の実施について

今年度より予防接種法に基づく B 類疾病の定期接種に位置付けられました新型コロナウイルス感染症の予防接種について、10 月 1 日より下記のとおり実施いたします。

1. 対象者

- ① 65 歳以上の者
- ② 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（身体障害者手帳 1 級程度の者）

2. 実施期間

- ・令和 6 年 10 月 1 日（火）から令和 7 年 2 月 28 日（金）まで
- ※高齢者インフルエンザ予防接種の実施期間と同じ

3. 接種回数

- ・上記の期間中 1 回

4. 実施方法

- ・医療機関での個別接種（市内の医療機関では 73 箇所を実施）

5. 接種に対する本市の助成額

- ・11,800 円

6. 自己負担額

- ・3,500 円程度
- ※国が示す基準単価（15,300 円）から本市の助成額 11,800 円を差し引き、3,500 円程度としております。実際の自己負担額は、接種費用（医療機関ごとに異なる）から 11,800 円を差し引いた金額になります。

7. 接種見込人数

- ・約 30,000 人（対象者の約 60%）

8. 予算額

- ・354,822 千円

9. 周知方法

- ・広報とちぎ（10 月号）、市ホームページ、ふれあい通信、ケーブルテレビ、FM くらら、ポスター（市内実施医療機関に掲示）等

【問合せ】保健福祉部 健康増進課

担当：石川

TEL:0282-25-3512